

埼労発雇均 0619 第 2 号
令和 6 年 6 月 19 日

各団体の長 殿

埼玉労働局長



「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の施行に向けた周知等について（協力依頼）

雇用環境・均等行政の推進につきまして、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和 5 年法律第 25 号。以下「本法」といいます。）が、令和 6 年 11 月 1 日に施行されることとなりました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス（事業者）と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、

（1）取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、

（2）就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省において、本法の施行に伴い必要となる関係政令等の策定を進められ、令和 6 年 5 月 31 日、本法の政令、規則、省令、指針及びガイドラインが公表されました。

埼玉労働局では、本法の施行に向けて、本法、関係政省令及び指針について、あらゆる機会を捉えて、発注事業者及びフリーランスを含む広く一般に周知・啓発を行っております。

つきましては、別紙のとおり本法の周知文例を同封いたしますので、貴団体におかれましても、本法の円滑な施行に向けて、会員事業者等に対する本法の周知に御協力くださいますようお願いいたします。

【担当】

埼玉労働局 雇用環境・均等部 指導課
TEL : 048-600-6269

(別紙) 周知文例

フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和6年11月1日に施行されます

埼玉労働局雇用環境・均等部指導課

近年、配送やデザイン制作など多様な業種で、フリーランスとして働く方が増えています。フリーランスは「個人」であるため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすくなります。そのため、「報酬が支払われない」「一方的に仕事内容を変更される」「ハラスメントを受けた」等のトラブルの増加が問題となっています。

このような状況を改善し、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が令和5年5月12日に公布されました。

【 法律の目的 】

- ①フリーランスの方々と企業等の発注事業者との間の取引の適正化
- ②フリーランスの方々の就業環境の整備

具体的には、発注事業者に対して、①の観点から、仕事を発注した際の取引条件の明示や成果物の受領から原則60日以内での報酬の支払いを義務付けるとともに、受領拒否や報酬減額等を禁止事項とするほか、②の観点から、育児介護等との両立への配慮やハラスメント対策のための相談体制の整備などを義務付けることとしています。

この法律は、令和6年11月1日に施行されます。法律の概要や最新の情報など、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

本法の内容に関する御案内

法律の主要なポイント、動画、Q&A、リーフレット等はこちらをご覧ください（各コンテンツは順次更新予定）。

【公正取引委員会HP】

https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

【厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

説明会の御案内

公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、施行に向けて本法の義務、禁止行為等について十分理解していただき、本法の違反行為を未然に防止するため、発注事業者及びフリーランスの双方を対象とした説明会を下記のとおり実施します。（先着・事前申込制）

参加を御希望される場合は申込フォームからお申込みください。

【公正取引委員会・説明会申込HP】 <https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>